

寒川町国民保護計画新旧対照表

該当ページ	現行			改正案		
用語—1	～略～ 用語集 (略)			～略～ 用語集 (略)		
	ア行	用語	定義等	用語	定義等	
		(略)	(略)	ア行	(略)	
		NBC攻撃	Nuclear (核)、Biological (生物)、Chemical (化学) の兵器を用いた攻撃	NBC攻撃	Nuclear (核)、Biological (生物)、Chemical (化学) の兵器を用いた攻撃 <u>(参考) CBRNE</u> <u>Chemical (化学)、Biological (生物)、Radiological (放射性物質)、Nuclear (核)、Explosive (爆発性) の総称</u>	
	(略)	(略)	(略)	(略)		
	カ行	(略)	(略)	カ行	(略)	
		救援の程度及び基準	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準 (平成16年厚生労働省告示第343号)	救援の程度及び基準	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準 (<u>平成25年内閣府告示第229号</u> 平成16年厚生労働省告示第343号)	
		(略)	(略)	(略)	(略)	
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
	用語—3	サ行	(略)	(略)	サ行	(略)
指定行政機関			武力攻撃事態等における我が国の平和	指定行政機関	武力攻撃事態等における我が国の平和	

P7	<p>3 指定地方行政機関</p> <p>(略)</p> <p>(7) 神奈川県労働局</p> <p>被災者の雇用対策</p>	<p>(略)</p> <p>(略)</p>	<p>3 指定地方行政機関</p> <p>(略)</p> <p>(7) 神奈川県労働局</p> <p><u>ア 工場等事業場における労働災害防止の指導・援助</u></p> <p><u>イ 建設現場の統括安全衛生管理の徹底の指導・援助</u></p> <p><u>ウ 復旧・復興工事の労働災害防止の指導・援助</u></p> <p><u>エ 被災者の雇用対策</u></p>	<p>(略)</p> <p>(略)</p>
P8	<p>(略)</p> <p><u>(新規)</u></p> <p><u>(新規)</u></p> <p><u>(新規)</u></p> <p><u>(新規)</u></p> <p><u>(新規)</u></p> <p><u>(新規)</u></p>	<p>(略)</p> <p><u>(新規)</u></p> <p><u>(新規)</u></p> <p><u>(新規)</u></p> <p><u>(新規)</u></p> <p><u>(新規)</u></p>	<p>(略)</p> <p><u>(15) 東京航空局 (東京空港事務所)</u></p> <p><u>ア 飛行場使用に関する連絡調整</u></p> <p><u>イ 航空機の航行の安全確保</u></p> <p><u>(16) 東京航空交通管制部</u></p> <p><u>航空機の安全確保に係る管制上の措置</u></p> <p><u>(17) 関東地方環境事務所</u></p> <p><u>ア 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供</u></p> <p><u>イ 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集及び提供</u></p> <p><u>ウ 知事等からの要請に応じた所要の措置</u></p>	<p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p>
P9-10	<p>5 指定公共機関</p> <p>(1) 日本赤十字社</p> <p>ア 救援への協力</p> <p>イ 救援に関する団体、個人による救援活動の連絡調整</p>	<p>(略)</p>	<p>5 指定公共機関</p> <p>(1) 日本赤十字社</p> <p>ア 救援への協力</p> <p>イ 救援に関する団体、個人による救援活動の連絡調整</p>	<p>(略)</p>

ウ 外国人の安否情報の収集、整理及び回答

(略)

(3) 電気事業者(東京電力株)

(略)

(4) ガス事業者(東京ガス株)

(略)

(8) 電気通信事業者(東日本電信電話株、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株、KDD I 株、ソフトバンクテレコム株、株エヌ・ティ・ティ・ドコモ、ソフトバンクモバイル株)

(略)

(9) 放送事業者(日本放送協会、株テレビ朝日、株テレビ東京、株東京放送、株フジテレビジョン、日本テレビ放送網株、株ティ・ビー・エス・ラジオ・アンド・コミュニケーションズ、株日経ラジオ社、株ニッポン放送、株文化放送)

(略)

(11) 日本郵政グループ

ア 郵便の送達の確保

~~ウ 外国人の安否情報の収集、整理及び回答~~

~~ア 医療救護~~

~~イ 外国人の安否調査~~

~~ウ 救援物資の備蓄及び配分~~

~~エ 武力攻撃災害時の血液製剤の供給~~

~~オ その他の救援~~

(略)

(3) 電気事業者(東京電力~~ホールディングス株~~、~~電源開発株~~)

(略)

(4) ~~ガス事業者(東京ガス株)~~

(略)

(8) 電気通信事業者(東日本電信電話株、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株、KDD I 株、ソフトバンク~~テレコム株~~、株~~エヌ・ティ・ティ・NTT~~ドコモ、~~ソフトバンクモバイル株~~)

(略)

(9) 放送事業者(日本放送協会、株テレビ朝日、株テレビ東京、~~株TBSテレビ~~、~~株東京放送~~、株フジテレビジョン、日本テレビ放送網株、~~株TBSラジオティ・ビー・エス・ラジオ・アンド・コミュニケーションズ~~、株日経ラジオ社、株ニッポン放送、株文化放送)

(略)

(11) 日本郵便~~株政グループ~~

~~ア 郵便の送達の確保~~

イ 窓口業務の維持

(新規)

(新規)

P10

6 指定地方公共機関

(略)

(新規)

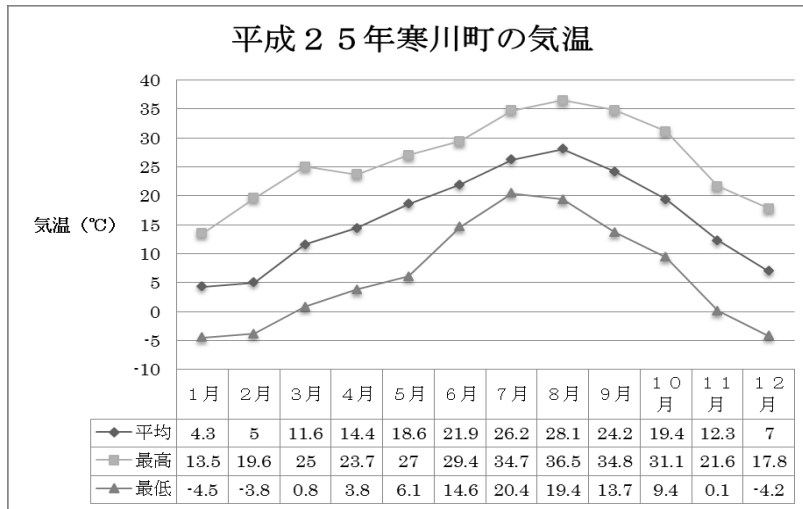
(新規)

第4章 (略)

1 地理的特徴

(略)

P12



~~イ 窓口業務の維持~~

(12) 公共的施設管理者 (東日本高速道路(株))

ア 道路の適切な管理

イ 道路の応急復旧

6 指定地方公共機関

(略)

(6) ガス事業者 ((公社) 神奈川県LPガス協会)

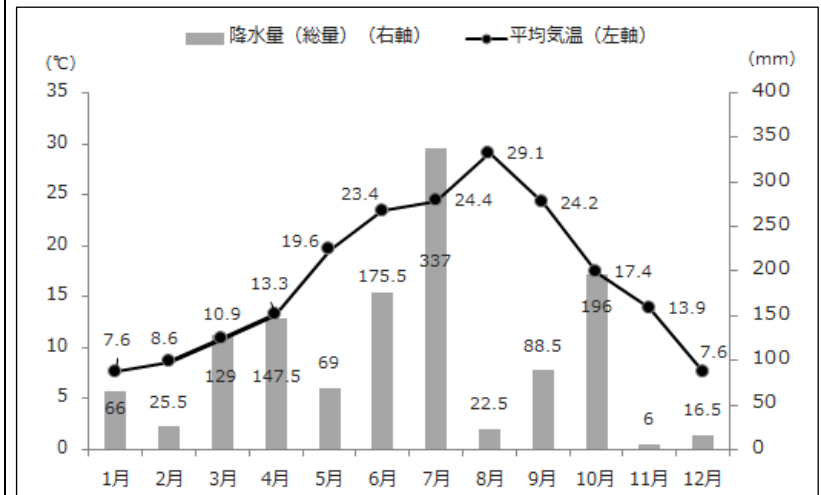
ア 施設の整備及び点検

イ 被災地に対する燃料供給の確保

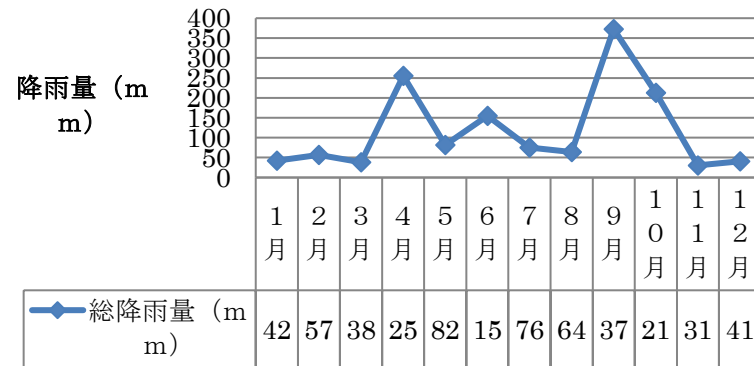
ウ 被災施設の応急復旧

(略)

令和2年の平均気温及び降水量 (寒川消防署)



平成25年寒川町の月総降雨量



2 社会的特徴

(1) 人口

寒川町の人口は、平成26年1月1日現在、4万7,438人(男2万4,059人、女2万3,379人)である。

P13

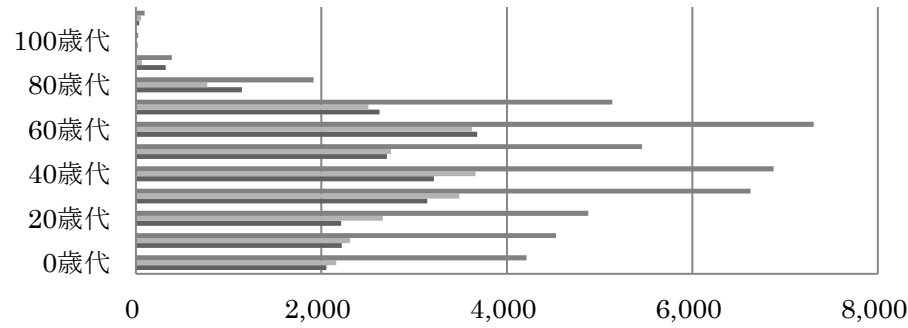
(削除)

2 社会的特徴

(1) 人口

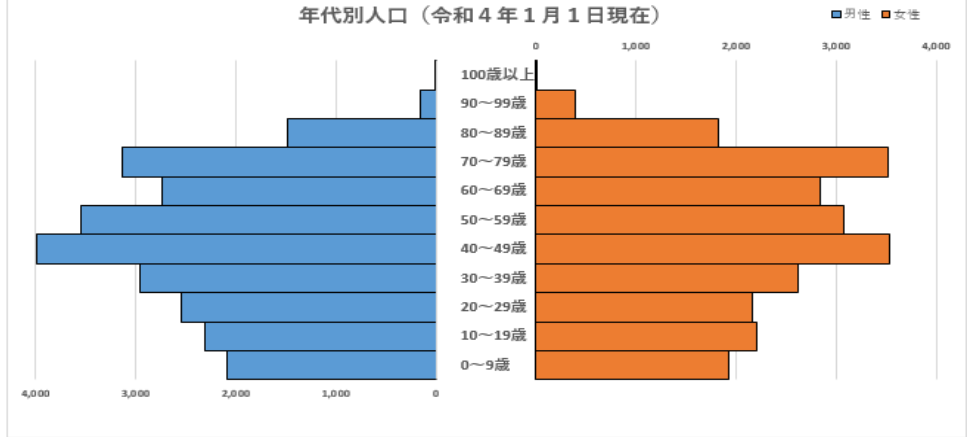
寒川町の人口は、~~平成26~~年1月1日現在、4万~~9,064~~9,064~~7,438~~人(男2万4, ~~941059~~人、女2万~~4,1233,379~~4,1233人)である。

年代別人口（平成26年1月1日現在）



	0歳代	10歳代	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代	80歳代	90歳代	100歳代	年齢不詳
■全体	4,213	4,530	4,876	6,626	6,876	5,457	7,307	5,135	1,915	387	24	92
■男性	2,160	2,310	2,662	3,485	3,661	2,750	3,626	2,507	771	66	5	56
■女性	2,053	2,220	2,214	3,141	3,215	2,707	3,681	2,628	1,144	321	19	36

年代別人口（令和4年1月1日現在）



	0歳代	10歳代	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代	80歳代	90歳代	100歳代	計
■全体	4,022	4,509	4,705	5,569	7,528	6,626	5,584	6,658	3,299	546	18	49,064
■男性	2,093	2,308	2,545	2,951	3,991	3,548	2,738	3,134	1,481	150	2	24,941
■女性	1,929	2,201	2,160	2,618	3,537	3,078	2,846	3,524	1,818	396	16	24,123

寒川町全体の人口密度は、3,535人/㎢であり、地域別の人口分布状況は以下に示す表のとおりである。

(略)

P14

町字別人口・世帯（平成26年1月1日現在）

地域	世帯数	人口(人)		
		男	女	総数
田端	415	561	548	1,109
一之宮	4,308	5,498	5,226	10,724
中瀬	951	1,143	1,169	2,312
大曲	1,127	1,502	1,472	2,974
岡田	3,643	4,376	4,294	8,670
大蔵	190	296	320	616

寒川町全体の人口密度は、3,656人/㎢であり、地域別の人口分布状況は以下に示す表のとおりである。

(略)

町字別人口・世帯（令和4年1月1日現在）

地域	世帯数	人口(人)		
		男	女	総数
田端	563	637	624	1,261
一之宮	5,163	5,714	5,510	11,224
中瀬	1,097	1,170	1,252	2,422
大曲	1,430	1,685	1,671	3,356
岡田	3,951	4,174	4,158	8,332
大蔵	268	271	294	565

小谷	<u>1,149</u>	<u>1,647</u>	<u>1,629</u>	<u>3,276</u>
小動	<u>464</u>	<u>669</u>	<u>643</u>	<u>1,312</u>
宮山	<u>2,749</u>	<u>3,628</u>	<u>3,829</u>	<u>7,457</u>
倉見	<u>3,632</u>	<u>4,739</u>	<u>4,249</u>	<u>8,988</u>
合計	<u>18,628</u>	<u>24,059</u>	<u>23,379</u>	<u>47,438</u>

P14

(2) 交通

本町には、県道44号伊勢原藤沢線、県道45号丸子中山茅ヶ崎線、県道46号相模原茅ヶ崎線、県道47号藤沢平塚線が通っている。

また、県道以外では、自動車専用道路である、さがみ縦貫道路が施工されており、茅ヶ崎市－寒川町間は2013年に開通、寒川町－海老名市間は2015年に開通予定である。なお、町の区域内には、寒川南IC、寒川北ICが設置されている。

鉄道は、JR相模線がほぼ南北に走り、本町には、寒川駅、宮山駅、倉見駅がある。

～略～

～略～

第2編 (略)

第1章 (略)

第1 (略)

1 町の各部局における平素の業務(国民保護法第41条)

小谷	<u>1,515</u>	<u>1,939</u>	<u>1,846</u>	<u>3,785</u>
小動	<u>567</u>	<u>667</u>	<u>642</u>	<u>1,309</u>
宮山	<u>3,268</u>	<u>3,746</u>	<u>3,762</u>	<u>7,508</u>
倉見	<u>4,261</u>	<u>4,938</u>	<u>4,364</u>	<u>9,302</u>
合計	<u>22,083</u>	<u>24,941</u>	<u>24,123</u>	<u>49,064</u>

(2) 交通

本町には、県道44号伊勢原藤沢線、県道45号丸子中山茅ヶ崎線、県道46号相模原茅ヶ崎線、県道47号藤沢平塚線が通っている。

また、県道以外では、自動車専用道路である、さがみ縦貫道路は、圏央道(首都圏中央連絡自動車道)の一部として整備されており、平成25年4月に茅ヶ崎ジャンクションから寒川北インターチェンジ間が、平成27年3月に寒川北インターチェンジから海老名ジャンクション間が開通し、さがみ縦貫道路は前線開通となりました。が施工されており、茅ヶ崎市－寒川町間は2013年に開通、寒川町－海老名市間は2015年に開通予定である。なお、町の区域内には、寒川南IC、寒川北ICが設置されている。

鉄道は、JR相模線がほぼ南北に走り、本町には、寒川駅、宮山駅、倉見駅がある。

～略～

～略～

第2編 (略)

第1章 (略)

第1 (略)

1 町の各部局における平素の業務(国民保護法第41条)

P17-18

(略)

部局	平素の業務
企画政策部	(略)
(略)	(略)
福祉部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の安全確保及び支援体制の整備に関する事。 ・ 情報収集、提供体制の整備に関する事。
健康こども部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 救援に関する医療関係団体との調整に関する事。 ・ 医療、医薬品等の供給体制の整備に関する事。 ・ 死体の処理並びに埋葬及び火葬に関する事。(町民部主管に属するものを除く) ・ (追加) ・ 情報収集・提供体制の整備に関する事。
(略)	(略)
消防本部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 武力攻撃災害への対処に関する事。(救急、救助を含む) ・ 住民の避難誘導に関する事。 ・ 住民に対する警報の伝達及び緊急通報の通知に関する事。 ・ 情報通信手段の整備、運用に関する事。 ・ 情報収集、提供体制の整備に関する事。

P21

3 消防機関の体制
(1) 消防本部及び消防署における体制

(略)

部局	平素の業務
企画政策部	(略)
(略)	(略)
<u>学び育成部</u>	<p style="text-align: center;"><u>(削除)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 情報収集、提供体制の整備に関する事。
健康福祉部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 救援に関する医療関係団体との調整に関する事。 ・ 医療、医薬品等の供給体制の整備に関する事。 ・ 死体の処理並びに埋葬及び火葬に関する事。(町民部主管に属するものを除く) ・ <u>高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の安全確保及び支援体制の整備に関する事。</u> ・ 情報収集・提供体制の整備に関する事。
(略)	(略)
<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>

3 消防機関と連携したの体制

(1) 茅ヶ崎市消防本部等との連携及び消防署における体制

消防本部及び消防署は、町における参集基準等と同様に、消防本部、消防署における初動体制を整備するとともに、職員の参集基準を定める。その際、町は、消防本部及び消防署における24時間体制の状況を踏まえ、特に初動時における消防本部及び消防署との緊密な連携を図り、一体的な国民保護措置が実施できる体制を整備する。

さらに、町は、消防本部及び消防署における参集基準を参考に、消防団員の参集基準を定める。

(略)

第2 (略)

(略)

4 指定公共機関、指定地方公共機関との連携

(略)

P24

(2) 医療機関との連携

町は、事態発生時に医療機関の活動が速やかに行われるよう消防機関とともに、災害医療拠点病院、救命救急センター、医師会等との連絡体制を確認するとともに平素からの意見交換や訓練を通じて、緊急時の医療ネットワークと広域的な連携を図る。

第2章 (略)

(略)

P31

【生活関連等施設の種類】

~~消防本部及び消防署は、町における参集基準等と同様に、消防本部、消防署における初動体制を整備するとともに、職員の参集基準を定める。その際、町は、茅ヶ崎市消防本部等及び消防署における24時間体制の状況を踏まえ、特に初動時における茅ヶ崎市消防本部等及び消防署との緊密な連携を図り、一体的な国民保護措置が実施できる体制を整備する。~~

さらに、町は、消防分団の管轄区域及び警戒対象等をふまえて消防本部及び消防署における参集基準を参考に、消防団員の参集基準を定める。

(略)

第2 (略)

(略)

4 指定公共機関、指定地方公共機関との連携

(略)

(2) 医療機関との連携

町は、事態発生時に医療機関の活動が速やかに行われるよう消防機関とともに、災害~~医療~~拠点病院、救命救急センター、医師会等との連絡体制を確認するとともに平素からの意見交換や訓練を通じて、緊急時の医療ネットワークと広域的な連携を図る。

(略)

国民保護法施行令	各号	施設の種類
第27条	1号	発電所、変電所
	2号	ガス工作物
	3号	取水施設、貯水施設、浄水施設、配水池
	4号	鉄道施設、軌道施設
	5号	電気通信事業用交換設備
	6号	放送用無線設備
	7号	水域施設、係留施設
	8号	滑走路等、旅客ターミナル施設、航空保安施設
	9号	ダム
第28条	1号	危険物
	2号	毒劇物（毒物及び劇物取締法）
	3号	火薬類
	4号	高压ガス
	5号	核燃料物質（汚染物質を含む。）
	6号	核原料物質
	7号	放射性同位元素（汚染物質を含む。）
	8号	毒劇薬（薬事法）
	9号	電気工作物内の高压ガス
	10号	生物剤、毒素
	11号	毒性物質

(略)

第4章 (略)

(略)

国民保護法施行令	各号	施設の種類
第27条	1号	発電所、変電所
	2号	ガス工作物
	3号	取水施設、貯水施設、浄水施設、配水池
	4号	鉄道施設、軌道施設
	5号	電気通信事業用交換設備
	6号	放送用無線設備
	7号	水域施設、係留施設
	8号	滑走路等、旅客ターミナル施設、航空保安施設
	9号	ダム
第28条	1号	危険物
	2号	毒劇物（毒物及び劇物取締法）
	3号	火薬類
	4号	高压ガス
	5号	核燃料物質（汚染物質を含む。）
	6号	核原料物質
	7号	放射性同位元素（汚染物質を含む。）
	8号	毒劇薬（ <u>医薬品医療機器等法</u> 薬事法）
	9号	電気工作物内の高压ガス
	10号	生物剤、毒素
	11号	毒性物質

(略)

第4章 (略)

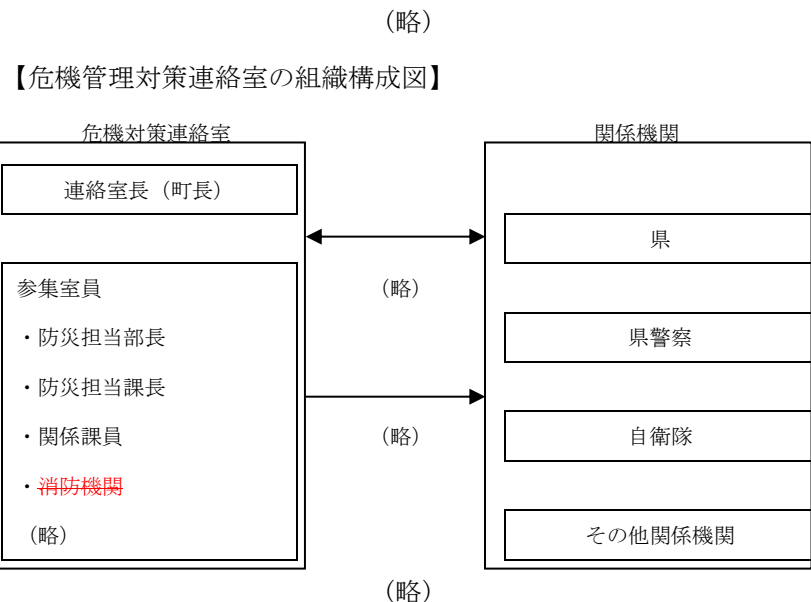
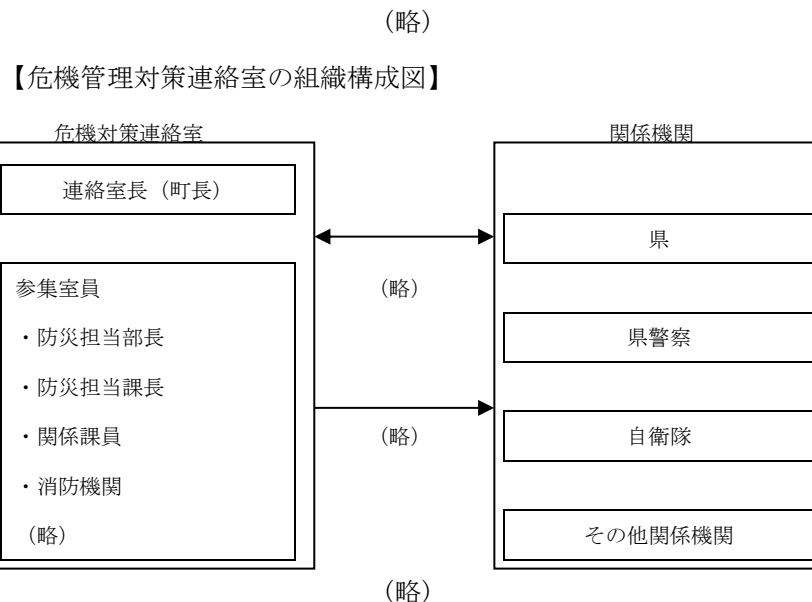
(略)

<p>P33</p>	<p>2 武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発</p> <p>町は、武力攻撃災害の兆候を発見した場合の町長等に対する通報義務、不審物等が発見した場合の管理者に対する通報について、啓発資料等を活用して住民への周知を図る。</p> <p>また、町は、弾道ミサイル攻撃やテロのような事態が発生した場合等に住民がとるべき対処についても、国が作成する各種資料を防災に関する行動マニュアルなどと併せて活用しながら、住民に対し周知するよう努める。</p> <p style="text-align: center;">～略～</p>	<p>2 武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発</p> <p>町は、武力攻撃災害の兆候を発見した場合の町長等に対する通報義務、不審物等が発見した場合の管理者に対する通報について、啓発資料等を活用して住民への周知を図る。</p> <p>また、町は、弾道ミサイル<u>落下時を含む武力攻撃事態等において住民が適切な行動をとることができるよう、攻撃やテロのような事態が発生した場合等に住民がとるべき対処についても、国（内閣官房、消防庁等）が作成する各種資料を活用し、全国瞬時警報システム（J-ALERT）による情報伝達及び弾道ミサイル落下時を含め住民がとるべき行動について、防災に関する行動マニュアルなどと併せて活用しながら、<u>平素から</u>住民に対し周知するよう努める。</u></p> <p style="text-align: center;">～略～</p>
<p>P34</p>	<p>第3編 （略）</p> <p>第1章 （略）</p> <p>1 （略）</p> <p>(1) 危機管理対策連絡室の設置等</p> <p>ア 町長は、現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合には、速やかに、県及び県警察に連絡を行うとともに、町としての的確かつ迅速に対処するため、危機管理対策連絡室を設置する。危機管理対策連絡室は、</p>	<p>第3編 （略）</p> <p>第1章 （略）</p> <p>1 （略）</p> <p>(1) 危機管理対策連絡室の設置等</p> <p>ア 町長は、現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合には、速やかに、県及び県警察、<u>消防機関</u>に連絡を行うとともに、町としての的確かつ迅速に対処するため、危機管理対策連絡室を設置する。危機管理対策</p>

町長をはじめとする、事案発生時の対処に不可欠な少人数の要員により構成する。

連絡室は、町長をはじめとする、事案発生時の対処に不可欠な少人数の要員により構成する。

P35



P36

2 武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応

町は、国から県を通じて、警戒態勢の強化等を求める通知や連絡があった場合や武力攻撃事態等の認定が行われたが、町に関して対策本部を設置すべき指定がなかった場合等において、町長が不測の事態に備えた即応体制を強化すべきと判断した場合には、企画政策部危機管理課による担当体制を立ち上げ、又は、危機管理対策連絡室を設置して、即応体制の強化を図る。

2 武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応

町は、国から県を通じて、警戒態勢の強化等を求める通知や連絡があった場合や武力攻撃事態等の認定が行われたが、町に関して対策本部を設置すべき指定がなかった場合等において、町長が不測の事態に備えた即応体制を強化すべきと判断した場合には、町民部町民安全企画政策部危機管理課による担当体制を立ち上げ、又は、危機管理対策連絡室を設置して、即応体制の強化を図る。

(略)
第2章 (略)

(略)

P37

【本部の予備施設】

順位	施設名称
第1位	消防本部
第2位	寒川町民センター

(略)

P38

(3) 町対策本部の組織構成及び機能

町対策本部の組織構成及び各組織の機能については、以下のとおりである。

(略)
第2章 (略)

(略)

【本部の予備施設】

順位	施設名称
第1位	消防 庁舎 本部
第2位	寒川町民センター

(略)

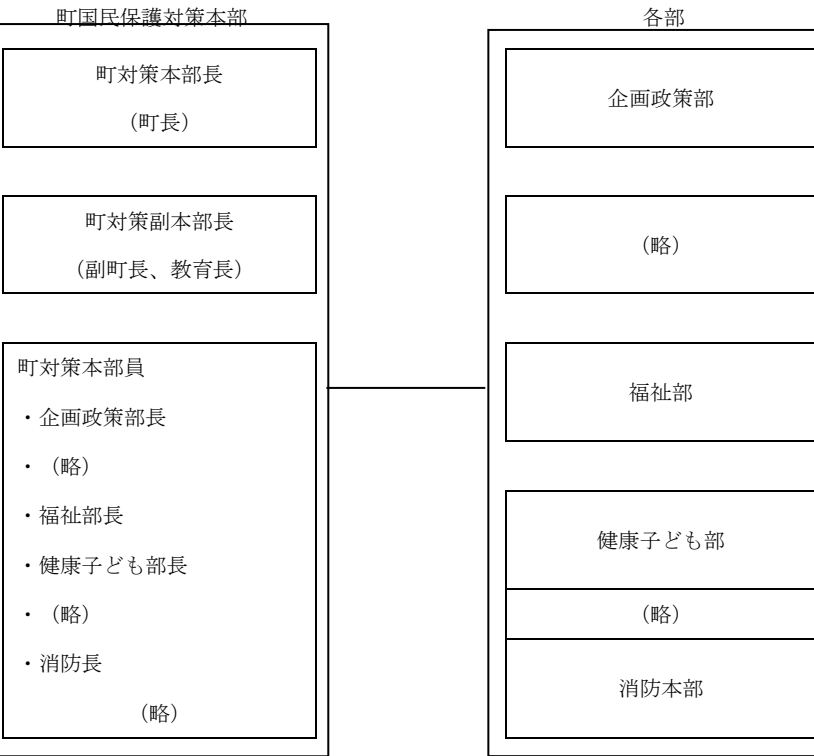
(3) 町対策本部の組織構成及び機能

町対策本部の組織構成及び各組織の機能については、以下のとおりである。

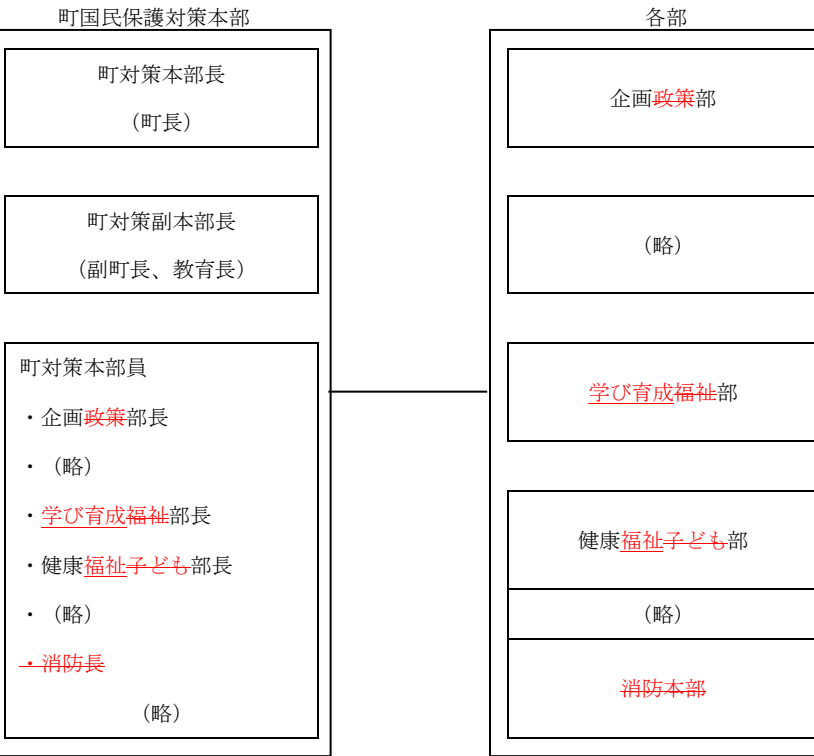
※事態の推移に応じ、体制の強化又は縮小を行う。

P38

【町対策本部の組織構成図】



【町対策本部の組織構成図】



P40-41

【町対策本部機能の分掌事務】 (略)

【町対策本部機能の分掌事務】 (略)

【町対策本部各部局の主な業務】

【町対策本部各部局の主な業務】

部局	主な業務
企画政策部	<ul style="list-style-type: none"> 国民保護措置の推進に関すること。 職員の動員及び派遣に関すること。 町対策本部の運営に関すること。 国民保護措置に関する各部局間の調整に関すること。

部局	主な業務
企画政策部	<ul style="list-style-type: none"> 国民保護措置の推進に関すること。 職員の動員及び派遣に関すること。 町対策本部の運営に関すること。 国民保護措置に関する各部局間の調整に関すること。

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特殊標章に関する事。 ・ 町対策本部の予算に関する事。 ・ 報道機関への対応に関する事。 ・ 広報に関する事。 ・ その他部内の業務に関する事。
(略)	(略)
福祉部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 部内の業務に関する事。
健康子ども部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 救援物資の要請、受付に関する事。 ・ 医療救護体制に関する事。 ・ 医薬品の確保、供給に関する事。 ・ 医療関係機関との連絡調整に関する事。 ・ 埋葬及び火葬に関する事。 ・ 保健衛生、防疫に関する事。 ・ その他部内の業務に関する事。
(略)	(略)
消防本部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 武力攻撃災害への対処に関する事。(救急、救助を含む) ・ 毒物、劇物の取り扱いに関する事。 ・ 危険物資の保安対策に関する事。 ・ その他の業務に関する事。

(略)

第1章 (略)

第1 (略)

1 警報の内容の伝達等(国民保護法第47条)

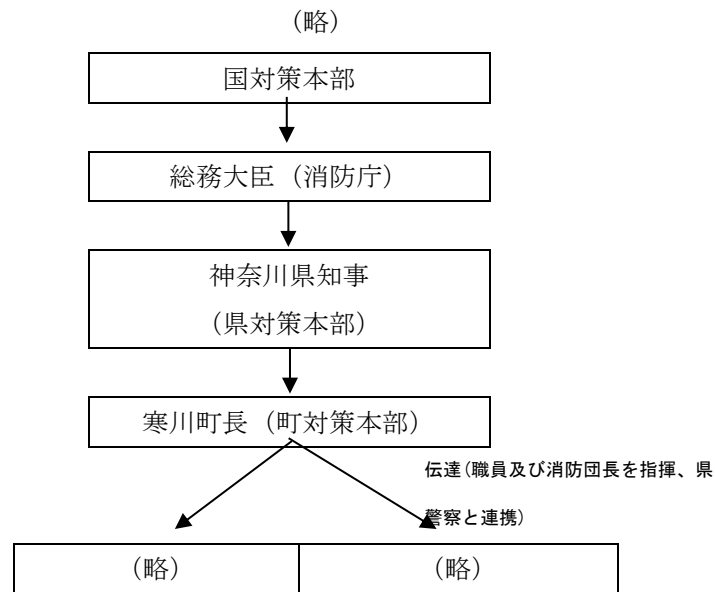
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特殊標章に関する事。 ・ 町対策本部の予算に関する事。 ・ 報道機関への対応に関する事。 ・ 広報に関する事。 ・ その他部内の業務に関する事。
(略)	(略)
学び育成福祉部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 部内の業務に関する事。
健康福祉子ども部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 救援物資の要請、受付に関する事。 ・ 医療救護体制に関する事。 ・ 医薬品の確保、供給に関する事。 ・ 医療関係機関との連絡調整に関する事。 ・ 埋葬及び火葬に関する事。 ・ 保健衛生、防疫に関する事。 ・ その他部内の業務に関する事。
(略)	(略)
消防本部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 武力攻撃災害への対処に関する事。(救急、救助を含む) ・ 毒物、劇物の取り扱いに関する事。 ・ 危険物資の保安対策に関する事。 ・ その他の業務に関する事。

(略)

第1章 (略)

第1 (略)

1 警報の内容の伝達等(国民保護法第47条)



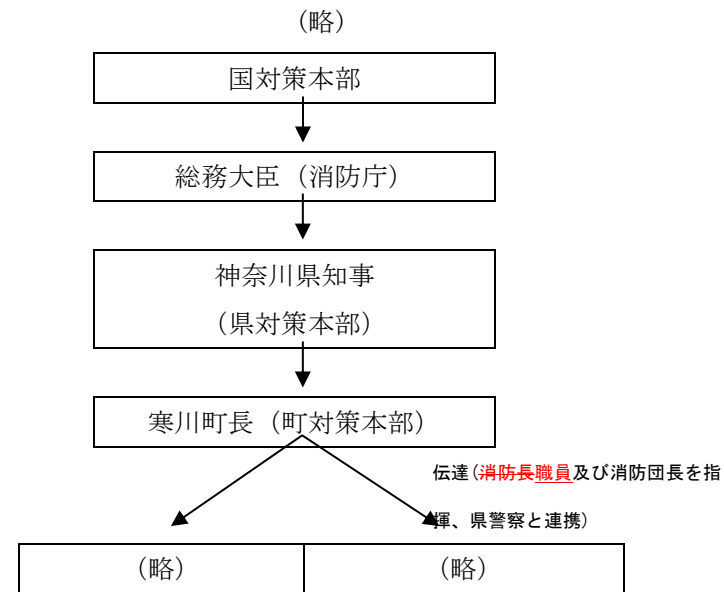
P49

2 警報の内容の伝達方法

(1) (略)

(2) 町長は、職員並びに消防長及び消防団長を指揮し、あるいは自主防災組織等の自発的な協力を得ることなどにより、各世帯等に警報の内容を伝達する。

この場合において、消防本部は保有する車両・装備を有効に活用し、巡回等による伝達を行うとともに、消防団は、平素からの地域との密接なつながりを活かし、自主防災組織、自治会や災害時要援護者等への個別の伝達を行うなど、それぞれの特性を活かした効率的な伝達が行なわれるように配慮する。



2 警報の内容の伝達方法

(1) (略)

(2) 町長は、職員並びに消防長及び消防団長を指揮し、あるいは自主防災組織等の自発的な協力を得ることなどにより、各世帯等に警報の内容を伝達する。

この場合において、~~消防本部は保有する車両・装備を有効に活用し、巡回等による伝達を行うとともに、~~消防団は、平素からの地域との密接なつながりを活かし、自主防災組織、自治会や災害時要援護者等への個別の伝達を行うなど、それぞれの特性を活かした効率的な伝達が行なわれるように配慮する。

また、町は、県警察の交番、パトカー等の勤務員による拡声機や標示を活用した警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、県警察と緊密な連携を図る。

(略)

第2 (略)

P51

1 (略)

2 避難実施要領の策定(国民保護法第61条)

(1) 避難実施要領の策定

(略)

ア 要避難地域及び避難住民の誘導の実施単位

(略)

キ 町職員、消防職員及び消防団員の配置等

(略)

P52

(3) 避難実施要領の内容の伝達等

町長は、避難実施要領を策定後、直ちに、その内容を、住民及び関係のある公私の団体に伝達する。その際、住民に対しては、迅速な対応が取れるよう、各地域の住民に関する情報を的確に伝達するように努める。

また、町長は、直ちに、その内容を町の他の執行機関、消防長、警察署長及び自衛隊神奈川地方協力本部長にその他の関係機関に通知する。

さらに、町長は、報道関係者に対して、避難実施要領の内容を提供する。

また、町は、県警察の交番、パトカー等の勤務員による拡声機や標示を活用した警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、県警察及び茅ヶ崎市消防本部等と緊密な連携を図る。

(略)

第2 (略)

1 (略)

2 避難実施要領の策定(国民保護法第61条)

(1) 避難実施要領の策定

(略)

ア 要避難地域及び避難住民の誘導の実施単位

(略)

キ 町職員、茅ヶ崎市の消防職員等及び消防団員の配置等

(略)

(3) 避難実施要領の内容の伝達等

町長は、避難実施要領を策定後、直ちに、その内容を、住民及び関係のある公私の団体に伝達する。その際、住民に対しては、迅速な対応が取れるよう、各地域の住民に関する情報を的確に伝達するように努める。

また、町長は、直ちに、その内容を町の他の執行機関、茅ヶ崎市消防長、警察署長及び自衛隊神奈川地方協力本部長にその他の関係機関に通知する。

さらに、町長は、報道関係者に対して、避難実施要領の内容を提供する。

3 避難住民の誘導(国民保護法第62、63、69、71、72条)

(1) 町長による避難住民の誘導

町長は、避難実施要領で定めるところにより、町の職員並びに消防長及び消防団長を指揮し、避難住民を誘導する。

(略)

(2) 消防機関の活動

消防本部及び消防署は、消火活動及び救助・救急活動の状況を勘案しつつ、町長の定める避難実施要領に基づき、要所に消防車両等を配置し、車載の拡声器を活用する等効果的な誘導を実施するとともに、自力歩行困難な災害時要援護者の人員輸送車両等による運送を行う等保有する装備を有効活用した避難住民の誘導を行う。

消防団は、消火活動及び救助・救急活動について、消防本部又は消防署と連携しつつ、自主防災組織、自治会等と連携した避難住民の誘導を行うとともに、災害時要援護者に関する情報の確認や要避難地域内残留者の確認等を担当する等地域とのつながりを活かした活動を行う。

(略)

第5章 (略)

(略)

3 救援の内容(国民保護法第76条)

(1) 救援の基準等

(略)

3 避難住民の誘導(国民保護法第62、63、69、71、72条)

(1) 町長による避難住民の誘導

町長は、避難実施要領で定めるところにより、町の職員並びに消防長及び消防団長を指揮し、避難住民を誘導する。

(略)

(2) 消防機関の活動

茅ヶ崎市消防本部等消防本部及び消防署は、消火活動及び救助・救急活動の状況を勘案しつつ、町長の定める避難実施要領に基づき、要所に消防車両等を配置し、車載の拡声器を活用する等効果的な誘導を実施するとともに、自力歩行困難な災害時要援護者の人員輸送車両等による運送を行う等保有する装備を有効活用した避難住民の誘導を行う。

消防団は、消火活動及び救助・救急活動について、茅ヶ崎市消防本部等消防本部又は消防署と連携しつつ、自主防災組織、自治会等と連携した避難住民の誘導を行うとともに、災害時要援護者に関する情報の確認や要避難地域内残留者の確認等を担当する等地域とのつながりを活かした活動を行う。

(略)

第5章 (略)

(略)

3 救援の内容(国民保護法第76条)

(1) 救援の基準等

(略)

P60

ケ 死体の捜索及び遺体の処理

(略)

(イ) 遺体の処理

a 町は、寒川総合体育館（メインアリーナ）に遺体安置所を開設し、所轄警察署による見分・検視及び医師による検案を終えた遺体を、所轄警察署の協力を得て、遺体安置所に収容する。

(略)

第6章 (略)

(略)

1 安否情報の収集(国民保護法第94条)

(1) 安否情報の収集

町は、避難所において安否情報の収集を行うほか、平素から把握している町が管理する医療機関、学校等からの情報収集、県警察への照会などにより安否情報の収集を行う。

また、安否情報の収集は、避難所において、避難住民から任意で収集した情報のほか、住民基本台帳、外国人登録原票等町が平素から行政事務の円滑な遂行のために保有する情報等を活用して行う。

(略)

第7章 (略)

第1 (略)

(略)

P66

2 武力攻撃災害の兆候の通報(国民保護法第98条)

ケ 死体の捜索及び遺体の処理

(略)

(イ) 遺体の処理

a 町は、シンコースポーツさむかわアリーナ（寒川総合体育館）~~（メインアリーナ）~~に遺体安置所を開設し、所轄警察署による見分・検視及び医師による検案を終えた遺体を、所轄警察署の協力を得て、遺体安置所に収容する。

(略)

(略)

1 安否情報の収集(国民保護法第94条)

(1) 安否情報の収集

町は、避難所において安否情報の収集を行うほか、平素から把握している町が管理する医療機関、学校等からの情報収集、県警察への照会などにより安否情報の収集を行う。

また、安否情報の収集は、避難所において、避難住民から任意で収集した情報のほか、住民基本台帳、マイナンバーカード外国人登録原票等町が平素から行政事務の円滑な遂行のために保有する情報等を活用して行う。

(略)

第7章 (略)

第1 (略)

(略)

2 武力攻撃災害の兆候の通報(国民保護法第98条)

(1) 町長への通報

消防吏員は、武力攻撃に伴って発生する火災や堤防の決壊、毒素等による動物の大量死、不発弾の発見などの武力攻撃災害の兆候を発見した者から通報を受けたときは、速やかに、その旨を町長に通報する。

(2) 知事への通知

町長は、武力攻撃災害の兆候を発見した者、消防吏員、警察官又は海上保安官から通報を受けた場合において、武力攻撃災害が発生するおそれがあり、これに対処する必要があると認めるときは、速やかにその旨を知事に通知する。

第2 (略)

(略)

1 退避の指示(国民保護法第112条)

(略)

P67

(3) 安全の確保等

ア (略)

イ 町の職員及び消防職団員が退避の指示に係る地域において活動する際には、町長は、必要に応じて県警察、自衛隊の意見を聞くなど安全確認を行った上で活動させるとともに、各職員が最新の情報を入手できるよう緊急の連絡手段を確保し、また、地域からの退避方法等の確認を行う。

(略)

P68

5 消防に関する措置等

(略)

(1) 町長への通報

~~消防吏員は、~~武力攻撃に伴って発生する火災や堤防の決壊、毒素等による動物の大量死、不発弾の発見などの武力攻撃災害の兆候を発見した者から通報を受けたときは、速やかに、その旨を町長に通報する。

(2) 知事への通知

町長は、武力攻撃災害の兆候を発見した者~~等、消防吏員、警察官又は海上保安官~~から通報を受けた場合において、武力攻撃災害が発生するおそれがあり、これに対処する必要があると認めるときは、速やかにその旨を知事に通知する。

第2 (略)

(略)

1 退避の指示(国民保護法第112条)

(略)

(3) 安全の確保等

ア (略)

イ 町の職員及び消防~~職~~団員が退避の指示に係る地域において活動する際には、町長は、必要に応じて県警察、自衛隊の意見を聞くなど安全確認を行った上で活動させるとともに、各職員が最新の情報を入手できるよう緊急の連絡手段を確保し、また、地域からの退避方法等の確認を行う。

(略)

5 消防~~機関~~に関する措置等

(略)

(2) 消防機関の活動

消防機関は、その施設及び人員を活用して、国民保護法のほか、消防組織法、消防法その他の法令に基づき、武力攻撃災害から住民を保護するため、消防職団員の活動上の安全確保に配慮しつつ、消火活動及び救助・救急活動等を行い、武力攻撃災害を防除し、及び軽減する。

この場合において、消防長は、その装備・資機材・人員・技能等を活用し武力攻撃災害への対処を行うとともに、消防団長は、消防長又は消防署長の所轄の下で、消防団が保有する装備・資機材等の活動能力に応じ地域の実状に即した活動を行う。

(3) 消防相互応援協定等に基づく応援要請

町長は、町の区域内の消防力のみをもってしては対処できないと判断した場合は、知事又は他の市町村長に対し、相互応援協定等に基づく消防の応援要請を行う。

(4) 緊急消防援助隊等の応援要請

町長は、(3)による消防の応援のみでは十分な対応が取れないと判断した場合又は武力攻撃災害の規模等に照らし緊急を要するなど必要と判断した場合は、知事に対して、緊急消防援助隊等の出動を要請する。この場合において、知事と連絡がとれないときは、直接、消防庁長官に対し、緊急消防援助隊等による消火活動及び救助・救急活動の応援等を要請する。

(略)

(2) 消防機関の活動

町域を担当する消防機関は、その施設及び人員を活用して、国民保護法のほか、消防組織法、消防法その他の法令に基づき、武力攻撃災害から住民を保護するため、消防部隊等消防職団員の活動上の安全確保に配慮しつつ、消火活動及び救助・救急活動等を行い、武力攻撃災害を防除し、及び軽減する。

この場合において、茅ヶ崎市消防本部等消防長は、その装備・資機材・人員・技能等を活用し武力攻撃災害への対処を行うとともに、消防団長は、町消防長又は消防署長の所轄の下で、消防団が保有する装備・資機材等の活動能力に応じ地域の実状に即した活動を行う。

(3) 消防相互応援協定等に基づく応援要請

町長は、町の区域内の消防力のみをもってしては対処できないと判断した場合は、知事又は他の市町村長に対し、茅ヶ崎市消防本部を通じて、相互応援協定等に基づく消防の応援要請を行う。

(4) 緊急消防援助隊等の応援要請

町長は、(3)による消防の応援のみでは十分な対応が取れないと判断した場合又は武力攻撃災害の規模等に照らし緊急を要するなど必要と判断した場合は、知事に対して、茅ヶ崎市消防本部を通じて、緊急消防援助隊等の出動を要請する。この場合において、知事と連絡がとれないときは、直接、消防庁長官に対し、緊急消防援助隊等による消火活動及び救助・救急活動の応援等を要請する。

(略)

(6) 消防の相互応援に関する出動

町長は、他の被災市町村から相互応援協定等に基づく応援要請があった場合及び消防庁長官による緊急消防援助隊等の出動指示があった場合に伴う消防の応援を迅速かつ円滑に実施するために、武力攻撃災害の発生状況を考慮し、知事との連絡体制を確保するとともに、消防長と連携し、出動可能な消防部隊の把握を行うなど、消防の応援出動等のための必要な措置を行う。

(7) 医療機関との連携

(略)

(8) 安全の確保

(略)

エ 消防団は、施設・装備・資機材及び通常の活動体制を考慮し、災害現場においては、消防本部と連携し、その活動支援を行うなど団員に危険が及ばない範囲に限定して活動する。

オ 町長又は消防長は、特に現場で活動する消防職団員等に対し、必ず特殊標章等を交付し着用させるものとする。

第3 生活関連等施設における災害への対処等

(略)

2 危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除(国民保護法第103条)

(1) 危険物質等に関する措置命令

町長は、危険物質等に係る武力攻撃災害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、消防法第2条第7項に挙げ

P70

P71

(削除)

(削除)

(67) 医療機関との連携

(略)

(78) 安全の確保

(略)

エ 消防団は、施設・装備・資機材及び通常の活動体制を考慮し、災害現場においては、茅ヶ崎市消防本部等と連携し、その活動支援を行うなど団員に危険が及ばない範囲に限定して活動する。

オ 町長~~又は消防長~~は、特に現場で活動する消防部隊職団員等に対し、必ず特殊標章等を交付し着用させるものとする。

第3 生活関連等施設における災害への対処等

(略)

2 危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除(国民保護法第103条)

(1) 危険物~~質~~等に関する措置命令

町長は、危険物~~質~~等に係る武力攻撃災害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、消防法第2条第7項に挙げ

られる危険物質等の取扱者に対し、武力攻撃災害発生防止のための次の措置を講ずべきことを命ずる。

ア 危険物質等の取扱所の全部又は一部の使用の一時停止及び制限

イ 危険物質等の製造、引渡し、貯蔵、移動、運搬又は消費の一時禁止又は制限

ウ 危険物質等の所在場所の変更又はその廃棄

なお、避難住民の運送などの措置において当該物質等が必要となる場合は、関係機関と町対策本部で所要の調整を行う。

(2) 警備の強化及び危険物質等の管理状況報告

町長は、危険物質等の取扱者に対し、必要があると認めるときは、警備の強化を求める。また、町長は、必要があると認める場合は、危険物質等の取扱者から危険物質等の管理の状況について報告を求める。

(略)

P75 第9章 (略)

(略)

P76 2 廃棄物の処理(国民保護法第124条)

(1) 廃棄物処理対策

ア 町は、地域防災計画の定めに基づいて、「震災廃棄物対策指針」(平成10年厚生省生活衛生局作成)等を参考としつつ、廃棄物処理体制を整備する。

イ 町は、廃棄物関連施設などの被害状況の把握を行うとともに、処理能力が不足する、または不足すると予想される場合については、県に対して他の町との応援等にかかる要請

られる危険物質等の取扱者に対し、武力攻撃災害発生防止のための次の措置を講ずべきことを命ずる。

ア 危険物質等の取扱所の全部又は一部の使用の一時停止及び制限

イ 危険物質等の製造、引渡し、貯蔵、移動、運搬又は消費の一時禁止又は制限

ウ 危険物質等の所在場所の変更又はその廃棄

なお、避難住民の運送などの措置において当該物質等が必要となる場合は、関係機関と町対策本部で所要の調整を行う。

(2) 警備の強化及び危険物質等の管理状況報告

町長は、危険物質等の取扱者に対し、必要があると認めるときは、警備の強化を求める。また、町長は、必要があると認める場合は、危険物質等の取扱者から危険物質等の管理の状況について報告を求める。

(略)

2 廃棄物の処理(国民保護法第124条)

(1) 廃棄物処理対策

ア 町は、地域防災計画の定めに基づいて、「神奈川県災害廃棄物処理計画(平成29年3月神奈川県作成)震災廃棄物対策指針」(平成10年厚生省生活衛生局作成)等を参考としつつ、廃棄物処理体制を整備する。

イ 町は、廃棄物関連施設などの被害状況の把握を行うとともに、処理能力が不足する、または不足すると予想される場

を行う。

(略)

第11章 (略)

(略)

P80

2 特殊標章等の交付及び管理(国民保護法第158条)

町長及び消防長は、それぞれ以下に示す職員等に対し、「町の特殊標章及び身分証明書に関する交付要綱」及び「消防本部の特殊標章及び身分証明書に関する交付要綱」に基づき、特殊標章等を交付及び使用させる。

ア 町長

(略)

イ 消防長

(ア) 消防長の所轄の消防職員で国民保護措置に係る職務を行うもの

(イ) 消防長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者

(ウ) 消防長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

合については、県に対して他の町との応援等にかかる要請を行う。

(略)

(略)

2 特殊標章等の交付及び管理(国民保護法第158条)

町長及び消防長は、それぞれ以下に示す職員等に対し、「町の特殊標章及び身分証明書に関する交付要綱」及び「消防本部の特殊標章及び身分証明書に関する交付要綱」に基づき、特殊標章等を交付及び使用させる。

ア 町長

(略)

~~イ 消防長~~

~~(ア) 消防長の所轄の消防職員で国民保護措置に係る職務を行うもの~~

~~(イ) 消防長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者~~

~~(ウ) 消防長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者~~